

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、迅速で的確な経営の意思決定ができる業務執行体制の確立と取締役会における責任を持った運営に努め、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社光商	11,214,600	59.97
株式会社久光	2,156,400	11.53
株式会社久伸	2,145,000	11.47
株式会社松栄	1,001,000	5.35
永田 東	41,000	0.22
篠川宏明	40,000	0.21
小川哲英	36,000	0.19
株式会社東京光商事	35,750	0.19
前田正治	35,000	0.19
中島和信	34,000	0.18

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

株式会社光商 (非上場)

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引については、主に取引されている市場等の客観的な情報をもとに、一般的取引条件と同様な合理的な決定をし、少数株主に不利益を与えることのないように適切な対応をすること。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

< 親会社等に関する事項 >

当社と親会社株式会社光商との関係は、売上高構成部門のうち、不動産賃貸部門で安定賃貸先として、一部物件を賃貸借しております。当社の親会社に対する売上比率は18.0%であります。また、同社に資金の貸付を行っており、人的関係においては、役員2名が兼務しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、当社の会計監査人である永和監査法人から定期的に監査に関する報告を受けるとともに、情報交換を通じて相互の連携を図っております。また、監査役は、当社の内部監査担当取締役と定期的に監査に関する報告を受けるとともに、情報交換を通じて相互の連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
村橋忠雄	他の会社の出身者													
村橋裕司	他の会社の出身者										○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村橋忠雄		――	税理士としての経験と幅広い見識を有している。
村橋裕司	○	独立役員に指定しております。	税理士としての経験と幅広い見識を有している。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役のインセンティブに関しましては、役員報酬で対応しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

最近事業年度の全取締役の報酬額は、74,167円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

過去の支給実績及び当社業績等の諸般の事情を勘案し決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては必要ある都度連絡をとり、案件の報告並びにアドバイスを受ける体制をとっている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会を原則月1回、その他必要に応じて開催しており、経営方針及び重要な業務執行等の審議、決定を行っております。監査役は、原則月1回監査役会を開催する他、取締役会に出席し、取締役の職務執行を監査しております。また、会計監査人である永和監査法人与連携をとり監査体制の充実に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社の形態を採用しております。取締役会を中心とした企業活動の機動的運営が効率的であると判断しています。また、会計監査人と関係を図り、経営執行の公正・透明性を確保し、牽制機能としての監査役設置の他コンプライアンス委員会を設置している。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	「有価証券報告書」「決算短信」「株主通信」等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役の職務に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務に係る情報については、社内規程に基づきその保存媒体に応じて適正かつ確実に、更に検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存管理する。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害、品質及び情報セキュリティ等に関わるリスクについては、それぞれの担当部署及び総務部が協力して行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門が行うこととする。

3. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとっております。

4. 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人が法令、定款を遵守し倫理を尊重する行動ができるよう行動規範を定める。また、その徹底を図るために総務部を中心として、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持、向上を図る。

5. 当該株式会社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社と親会社以外の株主の利益が実質的相反する恐れのある親会社との取引その他施策を実施するに当たっては、取締役会に付議の上決定する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価は監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役会の独立性を確保するものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。また、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができるものとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を設けるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力排除のための体制を確立するため、全役職員に対し反社会的勢力とは一切取引を行わず、毅然とした態度で臨み、不当、不正な要求には断固として応じない旨を徹底する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【参考資料: 模式図】

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は次のとおりであります。

